

鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業 事業者説明会資料 修正一覧

【事業概要編】

No.	修正 ページ	修正箇所・内容	修正日
1	P 1	○「(3) 本市の高齢者世帯数の推移」の文章及び表 ・平成27年国勢調査人口等基本集計の結果（H28.10.26公表）を反映させました。	H28.11.15
2	P 19	○「ミニデイ型通所介護サービス」の「介護職員」欄 ・次のとおり文言を追加しました。 ＜修正前＞「市が指定する研修修了者」 ＜修正後＞「 <u>介護福祉士、介護職員初任者研修または市が指定する研修修了者</u> 」	H28.11.15
3	P 19	○「運動型通所介護サービス」の「機能訓練指導員」欄 ・次のとおり文言を追加しました。 ＜修正前＞「1人以上」 ＜修正後＞「 <u>専従1人以上</u> 」	H28.11.15
4	P 23	○「(2) 開催期日」、「(6) 広報・受講申込」の「①市民のひろば掲載」 ・「平成28年」または「平成29年」の表記を追加しました。 ○「(6) 広報・受講申込」の「②受講申込受付期間」 ・「平成28年」または「平成29年」の表記を追加しました。 ・第2回の申込受付期間を「同上」とし、第1回と同じ受付期間に変更しました。	H28.11.15

鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業 事業者説明会資料 修正一覧

【事業概要編】

No.	修正 ページ	修正箇所・内容	修正日
5	P 23	○「(2) 開催期日」、「(6) 広報・受講申込」の「②受講申込受付期間」の第3回、第4回の【予定】を削除し、日程を決定しました。	H29.1.13
6	P 30	○「総合事業に関するお問い合わせ」の表中の「鹿児島市保健所保健予防課保健予防係」の電話番号を変更しました。 <修正前>099-258-2341 <修正後> <u>099-803-6927</u>	H29.1.13

鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業 事業者説明会資料 修正一覧

【指定手続編】

No.	修正 ページ	修正箇所・内容	修正日
1	P5	<p>○「(1) 定款」の「①みなし指定事業所」欄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のとおり文言を追加しました。 <p><修正前>「平成30年3月末までに、定款の変更が必要です。」</p> <p><修正後>「<u>現行相当サービス（予防型訪問介護、予防型通所介護）のみを提供する場合は、平成30年3月末までに、定款の変更が必要です。</u>」</p> <p><追加>「<u>基準緩和型サービス（生活支援型訪問介護、ミニデイ型・運動型通所介護）を新たに提供する場合は、指定申請時に定款が変更されている必要があります。</u>」</p>	H28.12.9
2	P6	<p>○「(1) 定款」の「②みなし指定を受けていない事業所」欄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2段落目の文章の記載場所を変更しました。 <p><修正後>「※①・②とともに・・・確認をしてください」の文章の<u>後に変更</u></p>	H28.12.9
3	P6	<p>○「(2) 運営規程」の「①みなし指定事業所」欄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のとおり文言を追加しました。 <p><修正前>「平成30年3月末までに、運営規程の変更が必要です。」</p> <p><修正後>「<u>現行相当サービス（予防型訪問介護、予防型通所介護）のみを提供する場合は、平成30年3月末までに、運営規程の変更が必要です。</u>」</p> <p><追加>「<u>基準緩和型サービス（生活支援型訪問介護、ミニデイ型・運動型通所介護）を新たに提供する場合は、指定申請時に運営規程が作成されている必要があります。</u>」</p>	H28.12.9

鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業 事業者説明会資料 修正一覧

【指定手続編】

No.	修正 ページ	修正箇所・内容	修正日																														
4	P6	<p>○「(3) 契約書・重要事項説明書」の表 ・次のとおり表中に文言を追加しました。</p> <p><修正前></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>定款</th> <th>運営規程</th> <th>契約書 重要事項説明書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>みなし事業者</td> <td>変更の必要なし (平成30年3月末までには変更)</td> <td>変更の必要なし (平成30年3月末までには変更)</td> <td>変更の必要あり (利用者が総合事業へ移行する タイミングで変更)</td> </tr> <tr> <td>みなし事業者以外</td> <td>変更の必要あり</td> <td>指定申請時までに作成の必要あり</td> <td>変更の必要あり (利用者が総合事業へ移行する タイミングで変更)</td> </tr> </tbody> </table> <p><修正後></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>サービス類型</th> <th>定款</th> <th>運営規程</th> <th>契約書 重要事項説明書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">みなし事業者</td> <td>現行相当サービス</td> <td>変更の必要なし (平成30年3月末までには変更)</td> <td>変更の必要なし (平成30年3月末までには変更)</td> <td rowspan="2">変更の必要あり (利用者が総合事業へ移行する タイミングで変更)</td> </tr> <tr> <td>基準緩和型サービス</td> <td>変更の必要あり</td> <td>指定申請時までに作成の必要あり</td> </tr> <tr> <td>みなし事業者以外</td> <td>現行相当サービス 基準緩和型サービス</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		定款	運営規程	契約書 重要事項説明書	みなし事業者	変更の必要なし (平成30年3月末までには変更)	変更の必要なし (平成30年3月末までには変更)	変更の必要あり (利用者が総合事業へ移行する タイミングで変更)	みなし事業者以外	変更の必要あり	指定申請時までに作成の必要あり	変更の必要あり (利用者が総合事業へ移行する タイミングで変更)		サービス類型	定款	運営規程	契約書 重要事項説明書	みなし事業者	現行相当サービス	変更の必要なし (平成30年3月末までには変更)	変更の必要なし (平成30年3月末までには変更)	変更の必要あり (利用者が総合事業へ移行する タイミングで変更)	基準緩和型サービス	変更の必要あり	指定申請時までに作成の必要あり	みなし事業者以外	現行相当サービス 基準緩和型サービス				H28.12.9
	定款	運営規程	契約書 重要事項説明書																														
みなし事業者	変更の必要なし (平成30年3月末までには変更)	変更の必要なし (平成30年3月末までには変更)	変更の必要あり (利用者が総合事業へ移行する タイミングで変更)																														
みなし事業者以外	変更の必要あり	指定申請時までに作成の必要あり	変更の必要あり (利用者が総合事業へ移行する タイミングで変更)																														
	サービス類型	定款	運営規程	契約書 重要事項説明書																													
みなし事業者	現行相当サービス	変更の必要なし (平成30年3月末までには変更)	変更の必要なし (平成30年3月末までには変更)	変更の必要あり (利用者が総合事業へ移行する タイミングで変更)																													
	基準緩和型サービス	変更の必要あり	指定申請時までに作成の必要あり																														
みなし事業者以外	現行相当サービス 基準緩和型サービス																																

鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業 事業者説明会資料 修正一覧

【指定手続編】

No.	修正 ページ	修正箇所・内容	修正日													
5	P 3	<p>○「(2) 指定申請書及び変更届等の様式」の欄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のとおり文言を追加しました。 <p><追 加>・事業所開設事前協議に関する様式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定申請書及び付表並びに添付書類一式 ・変更、廃止、休止、再開に関する様式 ・各種加算（体制届）に関する様式 	H29.1. 20													
6	P 4	<p>○「(3) 手数料」の欄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のとおり表を追加しました。 <p><追 加></p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">サービスの種類</th> <th>新規指定</th> <th>指定更新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 1 号訪問事業</td> <td>予防型訪問介護サービス</td> <td rowspan="6">4,000 円</td> <td rowspan="6">2,000 円</td> </tr> <tr> <td>生活支援型訪問介護サービス</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 1 号通所事業</td> <td>予防型通所介護サービス</td> </tr> <tr> <td>ミニデイ型通所介護サービス</td> </tr> <tr> <td>運動型通所介護サービス</td> </tr> </tbody> </table>	サービスの種類		新規指定	指定更新	第 1 号訪問事業	予防型訪問介護サービス	4,000 円	2,000 円	生活支援型訪問介護サービス	第 1 号通所事業	予防型通所介護サービス	ミニデイ型通所介護サービス	運動型通所介護サービス	H29.1. 20
サービスの種類		新規指定	指定更新													
第 1 号訪問事業	予防型訪問介護サービス	4,000 円	2,000 円													
	生活支援型訪問介護サービス															
第 1 号通所事業	予防型通所介護サービス															
	ミニデイ型通所介護サービス															
	運動型通所介護サービス															

鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業 事業者説明会資料 修正一覧

【指定手続編】

No.	修正 ページ	修正箇所・内容	修正日																														
7	P6	<p>○「(3) 契約書・重要事項説明書」の表</p> <p>・次のとおり表中の文言を一部修正しました。</p> <p><修正前></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>サービス類型</th> <th>定款</th> <th>運営規程</th> <th>契約書 重要事項説明書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">みなし事業者</td> <td>現行相当サービス</td> <td>変更の必要なし (平成30年3月末までには変更)</td> <td>変更の必要なし (平成30年3月末までには変更)</td> <td rowspan="3">変更の必要あり (利用者が総合事業へ移行する タイミングで変更)</td> </tr> <tr> <td>基準緩和型サービス</td> <td rowspan="2">変更の必要あり</td> <td rowspan="2">指定申請時までに作成の必要あり</td> </tr> <tr> <td>みなし事業者以外</td> <td>現行相当サービス 基準緩和型サービス</td> </tr> </tbody> </table> <p><修正後></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>サービス類型</th> <th>定款</th> <th>運営規程</th> <th>契約書 重要事項説明書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">みなし指定事業者</td> <td>現行相当サービス</td> <td>平成29年4月時点での変更は必要なし (平成30年3月末までには変更が必要)</td> <td>平成29年4月時点での変更は必要なし (平成30年3月末までには変更)</td> <td rowspan="3">変更の必要あり (利用者が総合事業へ移行する タイミングで変更)</td> </tr> <tr> <td>基準緩和型サービス</td> <td rowspan="2">指定申請時までに変更の必要あり</td> <td rowspan="2">指定申請時までに作成の必要あり</td> </tr> <tr> <td>みなし指定事業者以外</td> <td>現行相当サービス 基準緩和型サービス</td> </tr> </tbody> </table>		サービス類型	定款	運営規程	契約書 重要事項説明書	みなし事業者	現行相当サービス	変更の必要なし (平成30年3月末までには変更)	変更の必要なし (平成30年3月末までには変更)	変更の必要あり (利用者が総合事業へ移行する タイミングで変更)	基準緩和型サービス	変更の必要あり	指定申請時までに作成の必要あり	みなし事業者以外	現行相当サービス 基準緩和型サービス		サービス類型	定款	運営規程	契約書 重要事項説明書	みなし指定事業者	現行相当サービス	平成29年4月時点での変更は必要なし (平成30年3月末までには変更が必要)	平成29年4月時点での変更は必要なし (平成30年3月末までには変更)	変更の必要あり (利用者が総合事業へ移行する タイミングで変更)	基準緩和型サービス	指定申請時までに変更の必要あり	指定申請時までに作成の必要あり	みなし指定事業者以外	現行相当サービス 基準緩和型サービス	H29.1.20
	サービス類型	定款	運営規程	契約書 重要事項説明書																													
みなし事業者	現行相当サービス	変更の必要なし (平成30年3月末までには変更)	変更の必要なし (平成30年3月末までには変更)	変更の必要あり (利用者が総合事業へ移行する タイミングで変更)																													
	基準緩和型サービス	変更の必要あり	指定申請時までに作成の必要あり																														
みなし事業者以外	現行相当サービス 基準緩和型サービス																																
	サービス類型	定款	運営規程	契約書 重要事項説明書																													
みなし指定事業者	現行相当サービス	平成29年4月時点での変更は必要なし (平成30年3月末までには変更が必要)	平成29年4月時点での変更は必要なし (平成30年3月末までには変更)	変更の必要あり (利用者が総合事業へ移行する タイミングで変更)																													
	基準緩和型サービス	指定申請時までに変更の必要あり	指定申請時までに作成の必要あり																														
みなし指定事業者以外	現行相当サービス 基準緩和型サービス																																